

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月及び同年5月
② 平成3年3月から5年3月まで

市役所年金担当課に勤務していた私の娘の同僚を通じて、私が国民年金に未加入であることを知り、私の妻が国民年金の加入手続を行った。その際、加入した年度の保険料の申請免除を市役所で行うとともに、さかのぼって納付できる期間の納付書を社会保険事務所に郵送してもらい、毎月、社会保険事務所で納付していたことやその過年度納付の納付時には納付書が2枚あり、過年度納付と同時に申請免除の追納を行っていた記憶があると妻が述べているので、申立期間の保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、平成3年5月に国民年金の新規加入手続を行い、申立期間を除く元年8月から3年2月までの保険料を、3年6月から5年3月までの期間に、毎月、過年度納付していたことが市町村の国民年金被保険者名簿により確認でき、加入手続した際にさかのぼって納付可能な期間の保険料を毎月納付していたとする申立人の主張が裏付けられる。

また、申立期間①は2か月と短期間であるとともに、前後の期間は納付済みであり、申立人が自ら過年度納付書の交付を請求し、未納を解消しようとしていた姿勢がうかがえることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

2 申立期間②については、社会保険庁の記録上、申請免除期間とされているところ、i) 保険料免除期間を追納するためには社会保険事務所に対する追納申込の手続が必要であるが、追納申込の記録は確認できず、追納の納付書が作成された形跡がうかがわれないこと、ii) 申立人自身もその妻が保険料

の免除手続を行ったことを認めており、免除手続を行った年度の保険料を当該年度に追納するのは特段の理由が無い限り不自然であると考えられ、その事情について必ずしも合理的な説明が得られないこと、iii) 申立期間②は申立人の妻も保険料免除とされており、申立期間当時、夫婦二人の保険料免除が認められる経済状況であったこと等を踏まえると、申立期間②の保険料が追納されたとは認められない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年6月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年6月まで

昭和49年ごろ、年金の給付水準も前より良くなり、加入していた方が有利であるということラジオで聴き、ちょうど二番目の子供も生まれた年でもあり、老後のことを考えて、町役場に行き手続をした。町役場の入口左側の窓口には長い髪の若い女性に加入を申し出て、名前と住所を聞かれ、付加年金の説明があり、両方を支払うことを決めた。その後、毎月役場に納めに行き1,300円から1,500円ぐらゐを納め領収印を受けた。50年4月から集金人に支払い、領収書を受け取ったが、その後紛失した。同年7月からは集金人が「国民年金手帳保管証」を持参してきて7月分から集金人の押印を受けたが、既に支払っていた50年4、5、6月の欄に斜線を入れられ不審に思っていた。57年3月に勤務した会社の担当者にそのことを相談したら、年金受給開始年齢になった時点で申し出れば訂正してくれるはずと言われ、そのままになっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間（9か月）を除き国民年金加入期間（11年1か月）について保険料をすべて納付するとともに、納付済期間のうち6年8か月については付加保険料を納付するなど、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間当時における国民年金への加入手続やその経緯及び保険料納付に関する申立人の記憶は具体的かつ詳細である上、その記憶も、当時の年金給付額の変更状況や実際の保険料額（付加保険料を含む。）等とも一致することから、申立人の主張には信憑性^{しんぴょう}があると認められる。

さらに、申立人の所持する「国民年金手帳保管証」の記載内容をみると、申立人の国民年金手帳記号番号及び付加保険料開始年月欄等への記載は無く、当

時の加入及び納付記録の管理に不適切な点があったことも推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

昭和52年ごろ、A東社会保険事務所から特例納付についてはがきが届いたので、指定されたB農協C支所に出向いたが、農協職員から保険料の支払いはD町役場で行うよう言われた。指示通りD町役場へ行き、申立期間の保険料7万2,000円を現金で受付の女性事務員に渡した記憶があるのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料を納付した際の状況（D町役場内の納付場所、対応した職員の容貌、やりとりの内容等）を具体的に記憶しているとともに、納付時期、納付場所等は、A東社会保険事務所から届いたはがきの内容とも一致していることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高い。

また、申立人は、申立期間以前の未納期間についても過年度納付や特例納付していることが確認できることから、国民年金の未納となっている期間を解消しようとする意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和42年8月以降、申立期間を除き、60歳となる平成14年まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年12月まで

昭和38年2月に次女が生まれ、その年の4月から国民年金に加入し、愛育委員をしていた集金人に毎月保険料を納付していた。集金人は領収カードに預かり印を押し、そのカードは持ち帰っていた。国民年金手帳と領収カードは後からもらったが、そのカードの申立期間の欄には集金人の預かり印が押してあるので、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の国民年金保険料領収カードが存在し、申立期間となる9か月間について集金人の預かり印が押されていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人へ納付したものと推認される。

また、申立人は、当時の納付の状況を具体的に記憶しているとともに、旧A町（現在は、B市。）では、昭和37年1月から納付組織があったとしており、申立人の主張と一致する。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和39年1月10日付けで強制加入により資格取得した記録が61年1月20日付けで任意加入と訂正されている上、申立人の国民年金手帳記号番号が掲載されている払出簿（旧A町分）を確認したところ、申立人の前後11名のうち7名が取下げとなっており、当時の事務処理に不自然さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年3月1日

A社から関連会社のB社に出向した期間について、厚生年金保険の加入記録では空白の期間が生じている。同期間に係る給与支給表をみると給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社から関連会社のB社に継続して勤務していたことが確認でき、申立人から提出された給与支給表をみると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給表から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成4年2月21日として誤って届け出たため、同年2月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年3月1日

A社から関連会社のB社に出向した期間について、厚生年金保険の加入記録では空白の期間が生じている。同期間に係る給与支給表をみると給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社から関連会社のB社に継続して勤務していたことが確認でき、申立人から提出された給与支給表をみると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給表から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成4年2月21日として誤って届け出たため、同年2月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年3月1日

A社から関連会社のB社に出向した期間について、厚生年金保険の加入記録では空白の期間が生じている。同期間に係る給与支給表をみると給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社から関連会社のB社に継続して勤務していたことが確認でき、申立人から提出された給与支給表をみると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給表から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成4年2月21日として誤って届け出たため、同年2月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和37年からA社に継続して勤務していたにもかかわらず、B出張所からC支店に転勤した際加入期間に空白が生じており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社の管理する従業員名簿の記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にB出張所からC支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の被保険者記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
昭和47年4月1日に入社してから平成17年3月31日の退職まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、C支店からD営業所に転勤した際加入期間に空白が生じており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和49年4月1日にC支店からD営業所へ異動）していたことが確認できるとともに、A社は、「給与から保険料を差し引いている。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の被保険者記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から45年2月まで

昭和40年1月から同年12月までの1年間、当時居住していた社宅の婦人会役員をしていた。婦人会の仕事の中に国民年金の勧誘があり、自分が加入していないのに他人に加入を勧めることはできないと考え、国民年金に任意加入し、その時から保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月に払い出され、同年3月9日に資格取得(任意)しており、申立期間は保険料の納付を要しない任意未加入期間であるが、申立人が所持している国民年金手帳においても同日の資格取得とされている。

また、申立人は、国民年金の加入時期は社宅婦人会の役員を行っていた昭和40年ごろであり、社会保険庁に払出記録のある45年ごろに加入手続をした覚えは無いと主張しているが、申立人が加入手続を行ったと主張する時期の40年1月から同年12月までの払出簿を調査しても申立人の氏名は無い上、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたほかの者の資格取得時期や納付開始時期等を調査しても払出しの事務処理に不適切な状況は認められず、申立期間に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、事情聴取において、当時の社宅婦人会では国民年金保険料の集金を行っていなかったかもしれないと述べるなど、申立人の記憶は必ずしも明確でない上、申立期間当時に申立人と同じ社宅に居住していた者二人に聴取しても社宅婦人会が国民年金の集金を行っていたとの証言は得られない。

加えて、申立人が記憶している国民年金加入当初の保険料額は、申立期間の保険料とは相違し、社会保険庁に加入記録のある時期の保険料に近似する。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

申立期間については、資格喪失届が提出され、未加入期間であるとされているが、私が資格喪失届を提出した覚えは無く、国民年金に任意加入した以降継続して保険料を納付してきたはずである。私は当時仕事をしており十分な収入もあり、私には途中で国民年金を脱退する意思も、必要も無く、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の記録上、任意未加入期間とされているところ、申立人名の昭和58年7月1日資格喪失の届出書及び61年4月1日資格取得の届出書が市町村に保管されており、この届出書と社会保険庁のオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿の資格得喪記録が一致する上、これらの届出書は申立人自身が記載したものではないとしても、少なくとも行政側ではこれらの届出に基づき申立人が資格を喪失したものと取り扱っていたと考えられる。このことから、申立期間の大半について国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料の納付が行えなかったと考えられる。

また、申立人は一連の資格得喪手続は行政側が勝手に行ったものと主張しているが、i) 申立期間の資格喪失後の昭和61年4月1日第1号被保険者資格取得の届出書(昭和62年3月5日付け)の備考欄には、申立人に年間130万円以上の収入があったことを意味する「夫の扶養に入れない」旨の記載がある、ii) 昭和58年7月1日資格喪失届の備考欄には、申立人の夫の当時の勤務先であった「A高校」の記載があり、このような情報は被保険者側からの届出(情報提供)が無ければ国民年金担当の行政側では把握することができないため、申立人が主張している行政側が勝手に作成したものとは考え難い。

さらに、社会保険庁では、昭和 61 年 4 月改正国民年金法の施行前の時期に、任意加入者に対し「国民年金任意加入被保険者現況届書」及び第 3 号被保険者の制度説明のパンフレットを送付しており、仮に申立期間に加入していれば、通常、当該様式を利用して届け出られているはずのところ、市町村の様式により国民年金の資格取得が届け出られていることは、少なくとも行政側において、それ以前の期間が未加入として取り扱われていたものと推察される。

加えて、申立人から、関連資料として昭和 58 年当時の家計を記したメモが提出されたが、記載されている国民年金保険料の納付額は当時の保険料額と一致せず、いつの保険料なのかを特定できないなど、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料とは認められない上、口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び保険料の納付状況について、申立人からその主張を裏付ける具体的な陳述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで
保険料の納付については、婦人会の集金で納付しており、夫は納付済みとなっているのに、私だけ申立期間のみが未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婦人会の集金により一緒に納付していた申立人の夫が納付済みとなっていると主張しているが、申立期間における申立人の夫の保険料については、昭和43年度保険料は未納となっている上、42年度保険料は、婦人会の集金では通常納付できない過年度納付で納付されている。

また、申立人は、申立当初において、申立期間の前後を通じて、申立人が実家で経営していた美容院に来ていた集金人に保険料を納付していたと述べていたところ、当時実家に居住していた申立人の母親は申立人と同様、申立期間は未納となっている一方、その後の聴取では、申立期間の集金は実家の美容院ではなく、別の場所にあった住居であったかもしれないとその主張が変遷するなど保険料納付に関する申立人の記憶は必ずしも明確ではない。

さらに、申立人の記憶する保険料額は申立期間に係る実際の保険料と差異がある上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

会社を辞めた昭和36年3月ごろ、新たに国民年金制度ができ、加入した方が良いと思い加入した。加入手続は37年ごろに自分で市役所へ行ったと思うが、詳細については記憶に無い。加入後は毎月市役所に行き、保険料300円ぐらいを現金で納めたと思う。加入後、しばらくして自分は任意加入者の立場であり、任意加入者は掛けても掛けなくてもいいということを知り、約1年ぐらいで納めるのを止めたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和43年3月16日であることが確認されることから、申立人が加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号が払い出された43年3月ごろであり、その時点で40年10月1日にさかのぼって資格取得されたものと推認される上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶は極めて曖昧である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年8月まで
昭和42年1月に会社を退職後、母が私の国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていたのではないかと思う。古いことなので詳しくは覚えていないが、母は家族の支払いなどを仕切っていたので、私の年金も納めてくれているのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡している上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和43年9月26日、資格取得日は同年6月8日（昭和42年9月に再就職したA社を退職した翌日）であることが確認される上、申立期間に係る払出簿を調査しても申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、申立人に係る加入手続が行われ、保険料納付が開始されたのは43年6月のA社退職後であったと推認される。

加えて、申立人については、保険料納付に係る記憶も極めて曖昧である上、申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年1月まで
昭和39年2月ごろに国民年金の加入手続をしたと思うが、役場に出向いた覚えは無く、自宅で話をしたように思う。加入手続をした時、自宅で36年4月分までさかのぼってまとめて現金で支払ったが、納付した金額は覚えていない。その時に、「これでみんなと同じになった」と言われたのを記憶している。加入及び保険料の納付については婦人会の友人が証言してくれる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和39年2月ごろに加入手続をしたと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は44年11月14日であることが確認されることから、申立人が加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号が払い出された44年11月ごろであると推認される上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年当時の年金制度においては、大正14年4月以前生まれの申立人の場合には、年金受給資格を得るためには19年の期間が必要であったことから、それまで国民年金に未加入であった申立人について、行政側において19年の期間を満たすために40年2月にさかのぼって資格取得をさせ、その時点までの保険料をまとめて納付させたものであると推察される。

加えて、申立人が、加入及び保険料の納付について証言してくれるとする婦人会の友人からは申立期間について保険料を納付していたことを裏付ける証言等も得られず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月まで

A県の会社を退職後、兄が経営する鉄工所を手伝うため、B市に帰った。国民年金の加入手続や保険料の納付についての一切は、亡き妻が行っていたのでその当時の状況は全くわからないが、保管している国民年金手帳には、資格取得が昭和44年9月1日となっているので、そこから納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と共に昭和47年11月13日に払い出され、44年9月1日にさかのぼって資格取得したものであり、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部の保険料についてはその後実施された特例納付によるほかは、時効により納付はできない上、資格取得日は保険料納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間は未納となっている上、昭和46年度の保険料については、納付期間を半年毎に分割して、昭和50年に特例納付しており、その妻も同時期を特例納付した記録となっており、申立人の妻も申立期間は未納となっていることから、申立期間を特例納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年9月まで

昭和37年10月に結婚して以来、妻が自宅へ集金に来ていたAさんに夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたと思う。同年10月から38年2月までの保険料は、ほかの地区から転入した後に、手元にあったお金で一括してAさんに納付したと思うので、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻に聴取しても、加入手続及び保険料納付の事実を裏付ける具体的な証言等が得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月30日に払い出されており、その時点では、37年10月から39年3月までの期間は過年度納付となり、集金人に納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「妻が夫婦二人分の保険料をA氏に納付しており、昭和37年10月から38年2月までの保険料については、B市の他地区から転入した後に一括して納付した。」としているが、申立人の妻の37年12月までの保険料については、結婚前の住所地である旧C町（現在は、D町。）で検認（現年度納付）されていることから、申立人の主張と相違する上、B市の他地区に住んでいた期間の申立人の保険料をA氏が集金したとは考え難い。

加えて、市役所の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和39年10月ごろに加入手続を行い、いったん同年10月15日に新規に国民年金の資格を取得し、その後、42年6月に、資格取得日が36年4月1日に変更されたとみられることから、申立人の申立期間は、当時未加入期間とされており、保険料

を夫婦一緒にA氏に納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年9月まで

昭和38年5月に会社を退職し、親が経営する電気店に入社した。申立期間当時、両親は国民年金保険料を納付しており、父親から年金は掛けてあるからと聞いた記憶があるので、私の保険料も父親が納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、これまでに払い出された形跡は無く、実家の電気店のあるA市には申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない。

さらに、申立人の妹も、20歳となる昭和39年8月から45年11月までは未加入となっている。

加えて、申立人は、申立人の父親から「年金は掛けてあるから」と聞いたのは、申立人の父親が経営する電気店が昭和40年10月に法人化し、厚生年金保険の適用事業所になってしばらくしてからだと思おうとしていることから、申立人の父親が、申立人を厚生年金保険に加入させたことを伝えた発言と考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月から36年2月1日まで
② 昭和36年3月10日から同年8月まで

友達の紹介で昭和35年ころから一年半くらいA社に勤務した。勤務中に体育館の建設に従事しており、加入期間が1か月だけとなっていることについては納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。加えて、同名簿の申立人に係る摘要欄に昭和36年4月10日に健康保険証を社会保険事務所が回収したことを示す表示である「被証返納」の記載がみられる。

さらに、同僚について調査したところ、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚は当該事業所において厚生年金保険に加入していない上、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の資格取得をした者の中には加入期間が短期間となっている者が複数名存在する。

加えて、当該事業所は解散しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者ではないとの回答を受けた。
会社に問い合わせたところ、勤務及び厚生年金保険料を控除していたとの証明をしてもらったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時、申立人は配偶者の住所地(県外)に住民票を移しており、当該事業所に勤務できない状況であったことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録をみると、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格喪失日は昭和 50 年 2 月 1 日と記載されており、加えて、備考欄に健康保険証を返していることを示す「証返」表示がされている。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 46 年 11 月 3 日まで

A社に入社し、食料品の仕入れのチェックをしていたが、厚生年金保険の加入記録をみると、加入していないことになっている。最近まで給与明細を保存したので、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間の大半について、国民年金に加入し、同保険料を納付している上、申立人に係る改製原住民票をみても、申立人は申立期間の大半について、国民健康保険に加入している。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間に雇用保険の被保険者とはなっていない。

加えて、事業主は、書類を保存していないことから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月21日から31年2月24日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、上記の期間加入記録は見当たらないとの回答を受けた。A社において昭和28年1月から雇用形態も変わらず継続して勤務した。社長及び同僚数名を憶えており、給料から厚生年金保険料が差し引かれていた。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が昭和28年1月1日に資格取得し、同年12月21日に資格喪失したことが記録されているとともに、その備考欄に健康保険証を返していることを示す「証返納済」が表示されている。

さらに、当該事業所は全喪（解散）していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、当時の社長、役員及び清算人は既に死亡しており、申立てを裏付ける証言を得ることもできない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月まで
昭和 44 年 1 月から A 社の B 営業所に、父ともう一人（氏名は憶えていない。）と 3 人で勤務していた。
また、申立人が勤務をしていたと証言している当時を知る職員がいると A 社の総務担当者から聞いた。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、A社は、「申立人の父は勤務していたが、昭和 44 年 1 月 25 日に退職し、独立開業後、45 年 1 月 6 日に再雇用された記録がある。独立開業時に申立人がアルバイトとして父の手伝いをしていたものと思われる。保存している関係資料を調べたが、申立人について入社、退社の記録が無い。」と回答をしている。

さらに、申立期間当時から勤務していた A 社従業員は、「申立人の父は、独立した時期も B 営業所で仕事をしており、申立人も出入りしていたが、正式な社員であったかどうかは分からない」と証言している上、申立人の父及び一緒に勤務したとする同僚は亡くなっており、加入状況について証言は得られない。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間に雇用保険の被保険者となっておらず、かつ、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録は見当たらないとの回答を受けた。

A社には中学校卒業と同時に入社したはずなのに、1年遅れて加入しているのはおかしい。同時期に入社した同僚を記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、申立人が同時期に入社したとしている同僚の加入記録は、申立人と同様、加入が遅れている。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、当時の社長は死亡しており、申立内容を裏付ける証言は得られない上、当該事業所は書類を廃棄処分していることから、人事記録等申立てに関する資料も確認できない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。